

令和4年度からの佐渡市入札・契約制度改正概要

令和4年3月2日
佐渡市契約検査室

● 工作物を解体する工事の工種区分を明確化

- (1) 土木一式工事・建築一式工事・解体工事・各種専門工事による発注の明確化
- (2) 配置技術者の資格要件を明確化(解体工事施工技士等)
- (3) 特殊な工事等で技術的特性が必要な場合は、施工実績を入札参加条件とする。

※ 「入札・契約制度」⇒「解体工事の発注方針等について」(公表済)をご確認ください。

● 変動型最低制限価格の設定に関する下限価格の変更

解体工事にあっては、品質を確保すべき成果品が無いこと、行政代執行等が行われることなどを踏まえて、他の工事とは区別して『下限価格』を設定。

- (1) 解体工事及び解体工事が主たる建設工事((2)を除く。)
100分の80
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく行政代執行、略式代執行及び佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の規定に基づく緊急措置による建設工事
100分の75
- (3) その他市長が特に必要と認めた建設工事
100分の75を下回らない範囲で適宜設定する。

※ 佐渡市ホームページの「入札・契約制度」⇒「解体工事等の変動型最低制限価格の設定に関する下限価格を変更します」(公表済)をご確認ください。

● 資本・人的関係にある会社等の同一の入札参加の制限

建設工事及び測量、建設コンサルタント等の委託業務の一般競争入札等において、資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限。

- 親会社等と子会社等の二者
- 親会社等を同じくする子会社等同士
- 役員の兼任
- その他、上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 佐渡市ホームページの「入札・契約制度」⇒「建設工事等の発注における資本関係または人的関係がある者同士の同一入札への参加制限について」(公表済)をご確認ください。

●総合評価落札方式(評価基準)の変更

1. 評価項目・配点の変更

2. 評価内容の変更

(1)(建築) ア企業の技術力 (ア)工事实績

- 「国、県又は佐渡市発注工事」以外の工事も対象とする。
- 「過去10年度間」を「過去15年度間」に延長。
- ※ 工事实績は、CORINS(コリンズ)に登録されている元請工事を対象。
- ※ 発注機関及び同種工事の定義は、入札公告又は入札執行通知書に明示。

(2)【新規】(建築) イ配置予定技術者の能力 (ウ)工事経験

過去15年度間に完成した同種工事の施工経験。

- ※ 発注機関及び同種工事の定義は入札公告又は入札執行通知書に明示。
- ※ 配置予定技術者の工事経験は、CORINS(コリンズ)に登録されている、以下のいずれかの工事を対象とする。
 - ① 元請負人の主任技術者、監理技術者、又は特例監理として工事完成時に従事していた工事
 - ② 現場代理人として全工期(準備期間、後片付け期間、又は橋梁等の工場製作等の期間を除く。)にわたって従事した工事

(3)(建築・土木①・土木②) イ配置予定技術者の能力 (ウ)継続教育(CPD)の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実施していた継続教育(CPD)の評価対象期間の拡大措置については、昨今の研修実施状況を踏まえて終了する。

(4)【新規】(共通) ウ地域社会貢献等 (オ)若手技術者の育成

- 主任(監理)技術者に40歳未満の者を配置した場合に評価
 - ※ 入札公告日又は入札執行通知日において満40歳をむかえていない者とする。
 - ※ 配置予定技術者を複数名あげ、若手技術者の要件に該当しない者がいる場合、審査については当該評価しない。
 - ※ 受注者の責による不履行の場合は、工事成績評定(－3点)を減ずる等の措置を行う。
 - ※ 当該評価項目は、工事の発注規模や難易度等により設定しない場合がある。

(5)【新規】(建築)ウ地域社会貢献等 (力)市内業者の活用

- 地域経済の活性化・市内業者の育成・振興・地域雇用の確保の観点から「市内調達」を促進。
 - ※ 元請業者が1次下請負人を市内業者から選定、かつ、建設業以外の業務等で市内業者に発注。
(1次請負業者(建設業)、測量、警備、資材・物品納入、運搬等の契約業者)
 - ※ 下請負契約額等の評価基準は設定しない。
 - ※ 受注者の責による不履行の場合は、工事成績評定(－3点)を減ずる等の措置を行う。
 - ※ 当該評価項目は、工事の発注規模や難易度等により設定しない場合がある

(6) 工企業倫理や信頼性等 (ウ) 総合評価の不履行

- 評価基準に「市内業者の活用の不履行」を加える。

(7) その他

- ・ 共同企業体における評価について 等。

※ [佐渡市ホームページの「入札・契約制度」⇒「総合評価落札方式における評価基準等の改正について」\(公表済\)をご確認ください。](#)

● 適正な工期の設定

品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられたことに伴い、佐渡市発注工事等においても適正な工期の設定に取り組みます。

- 建設産業の「働き方改革」がさらに加速化されるよう、原則、設計金額が130万円以上の工事を対象に『週休2日取得モデル工事』を拡充し浸透を図ります。
- 全体工期に含むべき日数・期間として、準備期間・後片付け期間及び休日等の日数・期間を適切に設定します。
- 国(国土交通省)の通知等を踏まえ「工期内における完了検査」を試行します。